

# 杜の都シニアライフローン (1/2)

2025年2月25日現在

1. 商 品 名	杜の都シニアライフローン
2. ご利用 いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方</li> <li>・お申込時年齢が満60歳以上で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方</li> <li>・国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を受給中の方で、当金庫に年金受取口座を有している方、または当金庫に同年金の年金受取口座を指定する手続きをした方</li> <li>・年金担保借入がない方</li> <li>・保証会社の保証を受けられる方</li> </ul>
3. お使いみち	<p>リフォーム資金（増改築・修繕）、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するものとします</p> <p>(1) お申込人ご本人のほか、ご家族（配偶者・直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）・子・孫・兄弟）が必要とする資金 ※お申込日時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り、支払済の資金も対象となります</p> <p>(2) お申込人ご本人が上記（1）の用途として当金庫から借入れた消費者ローン（借換直前3ヶ月の約定返済で、3営業日以上履行延滞がないものに限ります）の借換資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます）</p> <p>※対象外とさせていただきます資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式取得資金（自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含みます）</li> <li>・債券、投資信託等の金融商品購入資金</li> <li>・投機的な性格の資金（ギャンブル等に用いられる資金も含みます）</li> <li>・税金支払資金（例外として、当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は対象とさせていただきます）</li> <li>・転貸資金（申込人から第三者への転貸資金）</li> <li>・旧債務の返済資金（上記（2）の借換資金に該当する場合は除きます）</li> </ul>
4. ご融資限度額	100万円以内（1万円単位）
5. ご利用期間	3ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位）
6. ご融資利率	固定金利 年5.25%
7. お持ち頂く書類	<p>(1) 本人確認資料 運転免許証、マイナンバーカード等</p> <p>(2) 年金証書、年金受給額を確認できる書類（年金裁定通知書等） ※これから年金を受給する場合（他金融機関からの変更も含みます）、当金庫に年金受取口座を指定したことが分かる書類</p> <p>(3) 資金使途確認資料（注文書、見積書、請求書等） ※領収書を資金使途確認資料とする場合、申込日時点で支払日が1ヵ月以内のものに限ります</p>
8. ご返済方法	<p>隔月元金均等、または元利均等返済（約定返済日は偶数月15日） （毎月元金均等・元利均等割賦返済も可能です（約定返済日は毎月15日）） ※元金据置（6ヵ月以内）のお取扱も可能です ※ボーナス時増額返済のお取扱はできません</p>
9. 保証会社	一般社団法人しんきん保証基金
10. 保証人	<p>原則必要ありません ※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります</p>



杜の都信用金庫

MITSU NO MIYAKO SHINKIN BANK

## 杜の都シニアライフローン (2/2)

11. 担 保	必要ありません
12. 手数料・保証料	(1) ローン実行手数料300円 (+消費税) (2) 保証料は必要ありません (金利に含まれております)
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室 (8時30分～17時、電話：022-222-8076) にお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。
14. そ の 他	※その他、詳しくは当金庫本支店窓口までお問い合わせください

